

北方領土問題に対する我が国の基本方針に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年十一月十四日

参議院議長伊達忠一殿

小西洋之



北方領土問題に対する我が国的基本方針に関する質問主意書

安倍政権は、北方四島の帰属の問題を解決してロシアとの間で平和条約を締結するという基本方針に基づき、ロシアとの間で平和条約に関する交渉に臨んでいる。平成二十八年十月三日の衆議院予算委員会において、安倍総理は、「領土交渉においては、まさに北方四島の帰属問題を解決して平和条約を締結するという基本方針で交渉に臨んでいくということあります。」との決意を強調している。

右を踏まえ、以下質問する。

安倍政権や安倍総理自身が繰り返し強調している「北方四島の帰属の問題を解決してロシアとの間で平和条約を締結する」との基本方針については、当然、「北方四島の全ての島の領有権が日本に帰属するようになり、帰属の問題を解決してロシアとの間で平和条約を締結する」との意味であると理解してよいか。すなわち、基本方針における「解決」の結果、北方四島のいずれかの島の領有権がロシアに帰属することになるような事態を許容するとの意味では断じないと理解してよいか。

右質問する。

